

入所に必要な書類

- ①支給認定申請書（兼施設入所申込書）（※児童1人につき1枚必要です。）
 ②保育の必要性についての証明書類（下記参照。2人目以降はコピーでも可。）

	入所要件	証明書等の種類	説 明
①	就 労	・ 就労証明書（様式①）	就労を証明する書類 会社員・パート・内職・公務員などの場合は、会社又は雇い主からの証明が必要 農業・法人・自営業などの場合は、本人が経営者であれば本人、それ以外は経営者が記入
②	出 産	・ 母子手帳の写し又は医師の診断書	母子手帳は、表紙・出産予定日が記載してある部分の写し 診断書は、出産予定日が記載され医療機関の印があるもの
③	保護者の病気等	・ 医師の診断書	病名・治療期間及び育児できない旨が明記されており、主治医の記名・押印のあるもの
④	病人の看護等	・ 医師の診断書 ・ 申立書（様式④） （両方とも必要）	診断書は、病名・治療期間が明記されており、主治医の記名・押印のあるもの 申立書は、申立内容が詳しく書かれているもの
⑤	学生等	・ 在学証明書又は学生証の写し ・ 就学時間が確認できる書類 （両方とも必要）	現在、在学していることを証明するために必要
⑥	育児休業中で 年度内に職場復帰	・ 就労証明書（様式①） ※「育児休業の取得」欄へ記入 ・ 育児休業明けの予約入所に係る確認書（予約入所時のみ）	育児休業の状況を証明するものとして、就労証明書（様式①）の「育児休業の取得」欄へ記入 会社又は雇い主からの証明が必要
⑦	災害復旧	・ り災証明書 ・ 申立書（様式④） （両方とも必要）	り災証明書は、消防署等の公的機関に申請し、発行されたもの 申立書は、申立内容が詳しく書かれているもの
⑧	求職活動等	[求職活動の場合] ・ ハローワーク登録証の写し 又は申立書（様式④） [起業準備中の場合] ・ 起業準備中であることが確認できる書類又は申立書（様式④）	ハローワークを利用しない場合又は起業準備中で申立書を提出する場合は、今後の活動内容を申立書へ具体的に記入 起業準備中であることが確認できる書類は、公的機関に提出する事業計画書や活動スケジュール、事業所の賃貸を確認できるもの等 ※就労・起業後は就労証明書を提出してください。
⑨	虐待やDVのおそれがある	・ 配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等又は事実が確認できる書類	警察署、女性センター、児童相談所等による証明等
⑩	育児休業取得時に 継続入所が必要	・ 就労証明書（様式①） ※「育児休業の取得」欄へ記入 ・ 育児休業中の継続入所申請書（様式②） （両方とも必要）	育児休業の状況を証明するものとして、就労証明書（様式①）の「育児休業の取得」欄へ記入 会社又は雇い主からの証明が必要 育児休業中の継続入所申請書は、継続入所が必要な旨を申立て、施設長記載欄に記載があるもの

③該当時に提出する書類

状 況	証 明 書 等 の 種 類
該当年の1月1日時点で笛吹市外に住民登録していた保護者がいる場合（詳細はP36）	地方税情報取得についての同意書と個人番号又は所得課税証明書
ひとり親家庭	戸籍謄本等（子の親権確認ができるもの）
生活保護を受給している家庭	生活保護受給証明書
未就学のきょうだいで保育所に入所しない児童がいる場合	きょうだいで入所しない理由の申告書（様式③）
きょうだいが児童発達支援施設等に通っている場合	通園施設の在園証明書
外国人がいる家庭	在留カード又は外国人登録証の写し
在宅障がい者のいる家庭 （右記のいずれかの交付を受けている者。児童本人を含む。）	①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の写し ②特別児童扶養手当障害認定通知書（有期再認定通知書）又は特別児童不要手当受給証明書
65歳未満の同居している祖父母が保育できない家庭 （一斉入所時・利用調整の参考のため）	保育の必要性についての証明書類（P32参照）

＊離婚調停中等、上記以外の理由がある方は他の書類が必要になる場合がありますので、保育課にご相談ください。

保育必要量について

【保育標準時間】：父母ともにフルタイム勤務（月120時間以上の就労）を想定した利用時間で、最長11時間の保育を利用できます。（保育の要件が、出産・保護者の病気等に該当する場合も必要に応じて標準時間での認定が可能です。）
【保育短時間】：父母両方又はどちらかがパートタイム勤務（月48時間以上120時間未満の就労）を想定した利用時間で、最長8時間の保育を利用できます。（保育の要件が、育児休業中の継続利用・求職活動等に該当する場合も短時間の認定となります。）

※実際の利用時間は、保護者の就労時間等を各園で確認し、決定となります。

その他注意事項について

- ・市外の保育所等の入所審査は、受入市町村が行います。
- ・転入後に継続して同じ園に通う場合も、笛吹市で改めて入所申込みが必要です。
- ・入所後も、毎年継続入所の手続きが必要です。申請書類は園を通じて配布します。
- ・転園、市外への転出、又は退職などで家庭保育ができる状態になった場合は、保育課に「退所届」を提出し、「支給認定証」を返却してください。



家庭状況、就労状況等が変更になった場合の手続

支給認定証の内容が変更となる場合は、下記の書類を持参し、保育課で手続をしてください。

- 保育事由の変更や勤務先、勤務時間の変更等が生じた場合は手続が必要です。
- 変更内容は、原則として、手続をした翌月から適用されます。
- 家庭の事情等により、入所を取り下げる（保育所等を退所する）場合は、支給認定証を持参し、保育課で手続をしてください。

■家庭状況などの変更

変 更 内 容		持 参 書 類
住 所	市内で転居・市外へ転出	支給認定証
氏 名	入所児童または保護者	支給認定証
世帯構成	保護者の離婚（調停）による別居	支給認定証 + 子の親権者が確認できる戸籍謄本 調停中の場合は、調停中であることが確認できる書類
	保護者の婚姻	支給認定証 + 婚姻後の戸籍謄本 + 婚姻した相手の 保育が必要な証明書（就労証明書など）
	上記以外の変更	特になし

■保育必要量及び必要事由の変更（支給認定証と下記の書類を持参してください。）

変 更 内 容		持 参 書 類
保育必要量（標準時間・短時間）の変更		変更内容が確認できる証明書（就労証明書など）
事由	勤務先変更	就労証明書（様式①）
	育児休業明けの復帰	就労証明書（様式①）※ ¹
	退職等による求職中	ハローワーク登録証の写しまたは申立書（様式④）
	妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙及び分娩予定日の分かるページ）
	育児休業の取得または延長	就労証明書（様式①）※ ² + 育児休業中の継続入所申請書（様式②）
	病気・障がいになった	医師の診断書※ ³ または障害者手帳等の写し
	介護・看護	医師の診断書※ ⁴ + 申立書（様式④）（保護者が介護・看護者である旨を記載したもの）
	就学	在学証明書または学生証の写し + 就学時間のわかる書類

※ 1 就労証明書の取得日から入所開始までの期間が3か月以上となる場合は、育児休業からの復職後1か月以内に、復職年月日が記載された就労証明書（様式①）の提出が必要です。

※ 2 就労時間等の情報に加え、育児休業の取得期間及び復職（予定）年月日の記載が必要です。

※ 3 診断書には、病名・治療期間及び育児ができない旨の明記、主治医の署名・捺印が必要です。

※ 4 診断書には、病名・治療期間の明記、主治医の署名・捺印が必要です。

- ・就労証明書、申立書の用紙は、保育課にて配布しています。また、笛吹市のホームページにも掲載しています。
- ・求職中の要件の方は3か月、出産要件の方は産後3か月の有効期間となっています。その後、保育の必要性が証明できなければ、退所となりますのでご注意ください。
- ・退職後、求職活動への変更申請を行わなかった場合、退所となることがありますのでご注意ください。
- ・上記以外にも書類の提出を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。